

陳情番号	件名
第 15 号	沖縄県辺野古の米軍基地建設に、沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を使用しないことを国に求めることについて
受理年月日	
3. 8. 18	

陳情の趣旨

■陳情の趣旨

1. 沖縄戦の戦没者の遺骨を含む沖縄本島南部の土砂を、名護市辺野古の米軍基地建設に使用することは、政治的立場を超えた人道上の問題であり、中止すべきである。
2. 現在、沖縄県の普天間飛行場の代替移設地として進められている、同県名護市辺野古の米軍海兵隊キャンプシュワブの「辺野古側」および「大浦湾側」の埋め立て工事は県外からの土砂調達が必要となり、政府は新たに、沖縄戦の激戦地、沖縄本島南部糸満市、八重瀬町から、今後埋め立てに必要な土砂の 70% を調達する計画を進めており、沖縄県議会や県内市町村議会をはじめ、多くの県民が抗議を行なっている。39 年間、遺骨収集ボランティアを続けてきた団体「ガマフヤー」代表具志堅隆松氏は、遺骨は採掘業者が目視で見分けるのは極めて困難で、土砂への混入は避けられないと 2 度のハンガーストライキをもって訴えている。
3. 沖縄戦では、日本兵等約 6 万 6 千人、米兵約 1 万 2 千人、沖縄県出身者 12 万 2 千人、さらに朝鮮半島出身者も多数が犠牲となり、そのほとんどは、遺骨が遺族の元に帰れないままである。政府は、2016 年 3 月に超党派の議員立法で、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を制定した。政府は、国の責務として遺骨を早期に収集し、遺族の元に返すことに全力を上げなければならない。
4. 『相模原市史 現代テーマ編 軍都・基地そして都市化』の第 1 章「相模原出身兵士の戦争とその諸相」によれば、沖縄戦における相模原出身の軍人・軍属戦没者は 64 人に上り、「遺骨の代わりに小石が一つ」という当時の状況を鑑みれば、この問題は決して沖縄だけの問題ではなく、相模原市民も紛れもなく当事者である。
5. この問題を他人ごとと看過せず、日本全国に世論を喚起するためにも、相模原市議会として声を上げ、「沖縄県辺野古の米軍基地建設に、沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を使用しないことを国に求める意見書」を国に提出していただきたく、陳情する。

陳情番号	件名
第 18 号	後期高齢者医療保険の窓口負担を 2 割に引き上げる改正法の実施中止を求めることについて
受理年月日	
3.11.1	

陳情の趣旨

1.陳情の要旨

高齢者のいのち・健康・人権を脅かす、後期高齢者医療保険窓口の負担を 2 割に引き上げる改正法の実施中止を求める意見書を国に提出すること。

2.陳情の理由

6 月 4 日、参議院本会議において、「75 歳以上の医療費窓口負担 2 割化」などを内容とする健康保険法等の一部改正案が可決しました。神奈川県内で窓口負担 2 割化の実施を中止するよう求める 12 万 5 千筆の署名を集約し、12 人の地元国会議員に紹介議員になっていただき国会に提出しました。このコロナ禍において、受診抑制による健康への影響の検証もなく、高齢者の必要な受診の機会を奪う法案を可決させたことを非常に残念に思っています。

成立した法律には以下に示す極めて深刻な問題点があることが審議の過程で明らかになりました。

- ① 2 割化の導入による「受診控え」によって給付費を 1050 億円も削減できるとしているにもかかわらず、政府は受診控え・健康悪化につながることを認めていないこと。
- ② 法律に 2 割負担の対象者が書かれてなく、政令で決めるとしていることから、国会審議なしに基準を変更できること。
- ③ 政府は、年収 200 万円以上の世帯の収支差を「年 12 万円の黒字」と解説したが、サンプル数が 123 世帯とその根拠が希薄なこと。
- ④ 昨年 12 月に出された全世代型社会保障検討会議の方針では、「現役世代の負担上昇を抑える」としているが、本人負担の軽減はわずか月平均 30 円（2022 年度）程度であること。

このように国会の審議を通じて、「75 歳以上の医療費窓口負担 2 割化」にする根拠が希薄であり、被害・影響について十分な検証がなされていないということが明白になりました。「2 割化」になる対象者は、「課税所得が 28 万円以上及び年収 200 万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が 320 万円以上）」の人で、全国で 370 万人 23%とされていますが、神奈川県広域連合の資料では、県内で 34 万 8 千人 30%、3 割負担の人を含めると実に 41%にのぼります。神奈川県民医連が行った後期高齢者の調査では、窓口負担が 1 割負担から 2 割負担になったら「通院回数を減らす」、「受診科の数を減らす」、「薬の飲み方を自分で調整する」など、約 3 割の方が何らかの受診抑制を考えています。

「2 割化」の実施は、来年 10 月以降とされており、以上のように影響・被害が甚大と見られることから、国へ向けて改正法の実施をしないよう意見書の提出を求め陳情します。

陳情番号	件名
第 19 号	介護施設の人員配置基準等の引き上げについて
受理年月日	
3. 11. 4	

陳情の趣旨

【陳情趣旨】

超高齢化社会を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。人材不足の主な原因は、過酷な労働実態と社会的な役割に見合わない低賃金です。2007年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（^新福祉人材確保指針）」では、介護職の処遇改善とともに、介護従事者の労働負担を考慮する観点から「職員配置のあり方にかかる基準等」について検討を行うことを国に求めています。政府は介護従事者の処遇改善に取り組んできた一方で、「人員配置基準」の改善についてはほとんど取り組みをすすめていません。それどころか、実態に見合った配置基準は都道府県等の条例に定めるものだとし、その責任を都道府県等に転嫁しています。

実際の介護現場では、法律（条例）で定められた人員基準を大幅に上回る人員配置をしていることが、厚生労働省の調査でも明らかになっています。それにもかかわらず、介護現場は「人手が足りない」、「業務が過剰」という状態が続いています。ましてや、今般のコロナ禍では法定の配置基準で対応することは、到底不可能であることは一目瞭然です。人材確保対策として、外国人介護労働者の受け入れが始まりましたが、労働環境の改善がすすまなければ今と同じ状況になることは容易に想像できます。こうした現状を改善するためには、少なくとも「人員配置基準」を実態（特別養護老人ホームの場合「2.0:1」）まで引き上げ、介護報酬でその費用を担保することが必要不可欠です。介護労働者が働きつづけられる労働環境を実現し、介護制度の真の持続性を確保するために、以下の項目につき、地方自治法第 99 条にもとづく国に対する意見書を提出していただけるよう陳情いたします。

記

【陳情項目】

1. 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）等の人員配置基準を定めた条例を改正し、介護職員及び看護職員の人員配置基準を実態に見合った水準に引き上げること。
2. 介護施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者 3 人に対して 1 人以上」を実態に合わせて「利用者 2 人に対して 1 人以上」に引き上げること。
3. 夜間の人員配置の基準となっている「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」を見直し、夜間勤務者の配置水準を引き上げること。また、一人夜勤は解消すること。
4. 上記の項目を保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。

以上

陳情番号	件名
第 20 号	安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るについて
受理年月日	
3.11.4	

陳情の趣旨

【陳情趣旨】

新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療をはじめとした社会保障・社会福祉体制の脆弱さを鮮明にして、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。

このコロナ禍で明らかになったことは、感染症対策を中心的に担う公立・公的病院の役割の重要性、および感染症病床や集中治療室の大幅な不足、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所・保健師の不足などです。これらの諸問題の背景として、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉などの社会保障費ならびに公衆衛生施策の削減・抑制策があります。

75歳以上の医療費窓口負担、介護保険料等の社会保険料負担、年金や生活保護基準の引き下げなど、国民の負担もますます重くなるばかりです。

コロナ禍における教訓は、医療・介護・福祉をはじめとした社会保障拡充の重要性です。国民のいのちと健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが喫緊の課題となっています。

逆進性の高い消費税を減税するなどの対策と同時に、社会保障に関わる財源の確保が重要です。社会保障の再分配機能を高め、大企業・富裕層への応能負担を求めるなど、コロナ対策ならびにコロナ後の社会を見越した政策が必要ではないでしょうか。

私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記項目につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を提出していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保すること。

①医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と処遇を改善すること。

②公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。

2. 保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。

3. 社会保障・社会福祉にかかわる国庫負担を増額し、75歳以上の医療費窓口負担2倍化を中止するなど国民負担を軽減すること。

以上

陳情番号	件名
第 21 号	精神保健福祉の改善について
受理年月日	
3. 11. 4	

陳情の趣旨

【陳情趣旨】

精神科を受診する人は年間 420 万人に迫っており、誰でも安心して気軽にかかれる精神科医療の充実は、国民的な課題となっています。

しかし、現行の日本の精神科医療は、諸外国に比べ半世紀以上の遅れを取っており、地域生活を基盤とした諸外国とは異なり、施設療養生活中心となっています。一般病院に比べ、診療報酬は低く抑えられ、施設内の医療スタッフの体制も半分以下と極めて少ない状況です。疾患治療ではなく、精神障害者から社会を守るという日本独特の誤った観点が精神疾患に対する差別、偏見を助長し、世界的にも類を見ない長期に渡る社会的入院や隔離・身体拘束による人権侵害をもたらし、国際的にも批判を受けています。

日本は、2014 年に障害者権利条約を批准しています。すべての人の人権が尊重され、患者・利用者本位の精神保健福祉の改革をはかることが必要です。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による、新たな生活様式に適したメンタルヘルス対策を構築することは喫緊の課題となっています。誰もが地域社会でその一員として安心して暮らし続けられるよう、地方自治法第 99 条にもとづいて下記項目についての意見書を国に対し提出していただきますよう陳情します。

記

【陳情項目】

- 1、良質な医療を提供し、隔離・身体拘束を原則廃止できるよう、精神科専門職の配置人員を引上げること。また、一般病床より低い人員配置を認めている医療法施行規則を改め、精神病床の人員配置を改善すること。
- 2、精神疾患や認知症があっても、地域で安心して生活できるよう、早い段階から適切な支援と治療を受けることができる包括的で継続的な支援体制の整備を国が行うこと。また、差別・偏見をなくすための啓発を進め、施策には当事者・家族の声を尊重して反映させること。
- 3、入院中心から地域への移行を円滑に進めるために、精神保健福祉予算の拡充や労働者の雇用保障・教育・研修を国が責任をもって行うこと。
- 4、新型コロナウイルス感染症の拡大による新たな生活様式に対応したメンタルヘルス対策を早急に講じること。

以上

陳情番号	件名
第 22 号	マスク着用のデメリットに関する調査を市に求めることについて
受理年月日	
3.11.5	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

マスク着用のデメリットに関しての調査を行うよう、市に対して求めていますよう陳情いたします。

陳情の理由

近頃、マスク着用の長期化により、子供たちをはじめとして、生涯残るニキビや肌荒れ等の目に見える症状や酸欠によると思われる思考能力の低下、意識が遠のき気分が悪くなる等の外見からは判断しにくい健康被害がみられます。これまでマスク着用の長期化による健康被害に関しての周知が無く、さらには十分な調査や議論があるようには思えません。健康被害のある人々は、周囲の目もあり長期間に渡り我慢を強いられているのが現状です。

そこで、新型コロナウイルス感染症対策のみに専念するのではなく、市民の健康と子供たちの健全な育成環境を整えるためにも、また、犯罪の助長（犯罪率の上下ではなく事件ごとの属性〔犯人特定を困難の度合いなど〕）など社会全体の観点でマスク着用による健康被害等の周知が求められます。よって、健康な生活からだれ一人取り残されないよう、マスク着用によるデメリットの資料を市民に提供していただくために、調査を行うことを市に求める旨を陳情いたします。

陳情番号	件名
第 23 号	マスク着用免除カードの作成及び配布とその周知を求めること について
受理年月日	
3.11.5	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

マスク着用免除カードの作成及び配布とその周知を市に求めることを陳情いたします。

陳情の理由

発達障害の感覚過敏といった障害特性、脳の障害、皮膚や呼吸器の病気など、さまざまな原因で、マスクを着けると肌に痛みを感じたり、気分が悪くなったり、体に異変が生じてしまう人や、日常生活において素顔の表情による意思疎通が必要である人がいます。そのような人たちがマスクを着用しないことで周囲からは厳しい視線を向けられ、心無い批判を受けることがあります。

マスクをつけられない人たちがいることを知り、その特性や事情を理解し、お互いに思いやりを持って平穏で協力的な市民生活に資するため、この取り組みに先行する自治体のように『マスク着用免除カード等の作成及び配布』と『そのカード等の周知』を求めます。

陳 情 番 号	件 名
第 24 号	未成年者への新型コロナワクチン接種の必要性に関する調査を市に求めることについて
受理年月日	
3.11.9	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

未成年者における新型コロナワクチン接種の必要性に関する調査を行うよう、市に対して求めていますよう陳情いたします。

陳情の理由

新型コロナウイルスによる死亡者、重症者がいない未成年者に対して新型コロナワクチン接種が推奨されていることに不安を感じています。

現在、特例承認されているワクチンは、治験中のワクチンであり、心身共に発達途中である未成年者に対して、中長期的な作用が不明なワクチン接種の必要性を科学的根拠、客観的資料や論文をもとに調査していただきたく、市に求めるよう陳情いたします。

また、相模原市からのアナウンスでは、ワクチン接種の推進を図るようなものが多く、全国で報告されている死亡例や重篤な副反応などのアナウンスが見受けられません。

ワクチン接種を推奨するのであれば、メリットとデメリットを明確に示す必要があるのではないのでしょうか？ましてや、12歳の子ども達にまで接種を推奨するのであれば、12歳の子ども達にも分かるように説明する義務があるのではないのでしょうか？

現在、ワクチン接種後の死亡者数は、全国で900名を超えています。（2021年8月4日現在）また、ワクチン接種後に重篤な副反応が起きた未成年者もいます。新型コロナウイルスによる死亡、重症者がいない未成年者にワクチン接種を勧めた結果、重篤な副反応が起きている事実を相模原市として重く受け止め、慎重に調査していただきたく、市に求めるよう陳情いたします。

陳 情 番 号	件 名
第 25 号	国に私学助成の拡充を求めることについて
受理年月日	
3. 11. 10	

陳情の趣旨

陳 情 理 由

2020 年度 4 月 1 日施行の「高等学校等就学支援金制度」拡充により、年収 590 万円未満世帯の私立高校に通う生徒の経済的負担は大きく軽減しました。2020 年度 9 月末学費滞納調査（全国私教連実施）によると、学費滞納率は前年度を大きく下回り、新型コロナウイルス感染症による経済停滞の私立高校の学費負担への影響を最小限に食い止める結果を示しました。

しかしながら、文部科学省の調査では私立高校授業料の 2020 年度全国平均額は 43 万 4000 円、施設整備費等 15 万 2 千円の合計 58 万 6000 円です。年収 590 万円未満世帯でも年額 3 万 8000 円の授業料負担が残り施設整備費と合わせて 19 万円、年収 590 万円以上世帯では、就学支援金 11 万 8800 円を除いても 46 万 7200 円という高額の負担が残っています。殊に多子家庭では多大な負担となる状況です。また初年度には全国平均 16 万 3000 円の入学金負担もあり、私立高校選択の障壁になっています。こうした実態に対して政策理念に立ち「授業料実質無償化」となるよう、また年収 590 万円以上世帯の学費負担軽減と、私学の学費負担の自治体間格差解消をめざし、年収 590 万円未満世帯への前年度授業料平均額の支給、授業料無償化世帯・支給対象拡大などの拡充が求められます。

一方、私立学校への経常費助成金の大幅な増額も必要です。とりわけ、コロナ禍において「密」を回避するための「少人数学級」、そのための「専任教諭増」などの実現は、私立学校においても早急に取り組まなければならない喫緊の課題です。私立学校が公教育として重要な役割を担っている立場から、1975 年私立学校振興助成法成立時の附帯決議に記された「1/2 助成」を速やかに実現されることを強く求めます。

また、実施 5 年目を迎える「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援」について、どの年齢においても経済的な理由により私学での学びが阻害されないよう、教育予算の増額によってその拡充がされることが強く求められます。私立高校の本当の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっています。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るように、以下の項目について陳情いたします。

陳 情 項 目

国（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に対し、地方自治法第 99 条に基づき「公私の学費格差をさらに改善し、すべての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する」意見書を提出してください。

陳情番号	件名
第 26 号	神奈川県に私学助成の拡充を求めることについて
受理年月日	
3. 11. 10	

陳情の趣旨

陳 情 理 由

昨年度から国の就学支援金制度により、年収 590 万円未満世帯まで私立高校の授業料実質無償化が実現しました。さらに神奈川県では県独自の授業料補助制度の拡充により年収 700 万円未満世帯まで、県内私立高等学校の平均授業料相当額まで補助され、授業料無償化が実現しました。県民の願いである学費負担の公私間格差の是正がまた一歩進み、中学生の高校選択の幅が広がりました。

しかし、これらの制度では補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設整備費等の負担額が年間約 27 万円残されます。近隣の都県、例えば年収 910 万円未満世帯まで授業料実質無償化を実現している東京都、年収 720 万円未満世帯まで多子加算を措置し、年収 500 万円未満世帯まで施設費等を含めた学費無償化を実現している埼玉県と比べると、今年度は拡充されずに現状維持であった神奈川県の制度は見劣りします。愛知県では施設費を授業料に振り替えることで平均授業料が上がり、授業料補助額が増額になり、施設費が少額のため学費の 9 割を補助金が賄っています。

また、神奈川県の私立学校への生徒一人あたり経常費補助は、昨年度国基準（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額）を達成した幼稚園を除けば、小中高いずれの校種でも国基準額を下回っています。その全国順位は、県の近年の努力に関わらず、高校は 47 都道府県中 43 位、中学校は 45 都道府県中 45 位、小学校は 36 都道府県中 32 位と、全国最下位水準です。私立学校においても「少人数学級」を実現するための「専任教諭増」など、経常費補助増額は早急に取り組まなければならない喫緊の課題です。またこの補助額の低い水準が、保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしています。保護者負担の軽減は、未だ道半ばです。

近代私学発祥の地、神奈川の私学は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴のある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与しています。そうした私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障するため、私学助成をいっそう拡充していくことは県政における最重要課題です。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るように、以下の項目について陳情いたします。

陳 情 項 目

神奈川県知事に対し、地方自治法第 99 条に基づき「令和 4 年度予算において私学助成の拡充を求める」意見書を提出してください。

陳情番号	件名
第 27 号	J R 橋本駅周辺を景観形成重点地区に指定するよう市議会として働きかけることについて
受理年月日	
3. 11. 11	

陳情の趣旨

1、陳情の趣旨

相模原市は、平成 22 年 3 月に J R 橋本駅周辺地区はじめ市内 5 箇所を景観法による景観形成重点地区の候補地として発表した。景観形成重点地区の候補地の発表から 10 年以上がたつが、いまだに正式な指定がされていない。このことは、法の趣旨をゆがめており、まことに遺憾である。市議会としてなぜ指定がいまだされないのかを検証し、一刻も早い時期に指定することを理事者側に働きかけるよう求める。また、景観形成重点地区の指定にあわせ、現地の旧相原高校跡地に残るクスノキを景観重要樹木に指定するよう市議会として働きかけるよう求める。

2、陳情の理由

景観形成重点地区は、都市の機能が複合的に集約するとともに、個性的で魅力ある景観形成を行っていくことを目的とした地区である。J R 橋本駅周辺は、リニア新幹線の新駅設置にともない都市化の波が急速におそう懸念がある。今の時期に急ぎ景観形成重点地区に指定することで、都市の良質な景観を保持できると考える。幸いこの地区には旧県立相原高校が創立された際に植樹された樹齢 100 年のクスノキの巨木が生育している。この樹木は現地のシンボルツリーとして、卒業生はもとより地元の多くの人々に親しまれている。かつては、市の保存樹木にも指定されており、現在、環境省の「巨樹・巨木データベース」にも登録されている。市において橋本駅周辺を景観形成重点地区に指定するのにあわせ、クスノキを景観重要樹木に指定すれば、都市の良好な景観形成の維持に寄与することは確かである。このことは、相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例（令和元年 10 月 1 日・条例第 26 号）の目的にうたう生物資源の維持管理の趣旨にも沿うものと考ええる。市議会として是非積極的に理事者側に働きかけるよう求める次第である。